# 「福井元気宣言」推進に関する政策合意

私は、知事の政策スタッフとして、「福井元気宣言」に掲げられた「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを着実に実現していくため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、特に、今年度は、次に掲げる施策・事業について重点的に取り組むことを西川一誠知事と合意します。

平成18年4月

福井県知事 西川 一誠

企業局長藤原宣章

## I 目指すべき目的

- ・ 効率性確保による公益性の向上を図るため、現在実施している5事業(※) の経営の健全化、利用者サービスの向上を図るとともに、県内ニーズを反映 した適切な公共の関与を進めます。
  - ※ 電気事業、福井臨海用地等造成事業、工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海下水道事業
- ・ 県内産業の活性化と雇用創出に寄与するため、テクノポート福井における 未操業企業の早期解消を図ります。
- ・ 地域資源の有効利用や地球温暖化防止への貢献のため、水力や風力による クリーンエネルギーを安定的に供給します。
- ・ 県民生活に必要な良質な水を安定的に確保するため、水道用水供給事業を 進めます。

## Ⅱ 取組項目

#### 〇重点項目

### 1 公営事業の基本的方向性の検討

- ・ 公営電気事業については、公営事業全般に係る公共と民間の適切な役割分担 のあり方が問われ、電力自由化による厳しい経営環境が懸念されるため、経営 主体などのあり方について検討し、将来における方向性を導き出します。
- ・ 坂井地区水道用水供給事業については、給水開始(S63)後約20年経過 し、また経営も安定的に推移しているため、将来の事業の進め方について検討 します。

### 2 企業活動の活性化

・ テクノポート福井における未操業企業の解消や未利用遊休地の解消を図るため、進出企業の本社訪問活動や工場増設等に係る企業の意向調査およびこれに 基づく仲介、調整活動を進めます。

未操業企業の解消10社 → 9社新規立地、工場の新、増設10社10社10人

#### 〇個別項目

#### 1 経営の健全化と利用者サービスの向上

・ 各公営事業の合理化を図るため、出先機関の統合や業務のアウトソーシング を検討し、経営の健全化を目指します。

事務所の統合(平成19年4月)

テクノポート福井浄化センターと臨海工業用水道管理事務所の統合

職員 $10人 \rightarrow 9人 (\triangle 1人)$ 

県内6発電所の保守点検業務のアウトソーシング(平成19年4月)

職員 $11人 \rightarrow 10人 (\triangle 1人)$ 

アウトソーシングによる人員削減数 17年度△2人 18年度△1人 19年度△2人

・ 日野川流域市町への良質な水道水を供給するため、施設の建設を着実に進め、 平成18年12月1日からの給水開始を目指します。

給水地域:越前市・鯖江市・福井市(旧清水町)・越前町(旧朝日町)・南越前町(旧南条町)

の3市2町(受益人口 約178千人)

供給水量:14,200㎡/日

## 2 クリーンエネルギー、良質な水道水の安定的供給

・ 水力発電、風力発電による安定的な電力を供給するため、各発電所職員の相 互応援により、施設の定期点検に要する日数を短縮し、施設の効率的な稼働を 進めます。

点検延べ日数 37日/年間 → 30日/年間(△7日、△20%)

・ 坂井地区における良質な水道水の安定的確保を図るため、現在行っている水源地の汚濁等に係る定期監視(週1回)の継続に加え、新たに地元地区からの情報の提供や連絡体制を確立します。